

令和4年

第1回福岡県教育委員会会議（定例会）会議録

日 時 令和4年1月7日（金）
開会 15時00分 閉会 15時40分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

【議事等】

1 議 事

第1号議案 市町村立学校長の人事について

2 その他

(1) 令和3年12月定例県議会について

【内 容】

1 出席者

教育長：吉田法稔

委 員：前田恵理、木下比奈子、堤康博、久保竜二、松浦賢長

2 欠席者

なし

3 出席職員

副教育長 寺崎雅巳、教育監 合屋伸一、教育総務部長 上田哲子、
教育振興部長 松永一雄、総務企画課長 池松峰男、財務課長 後藤元、
教職員課長 田中直喜、施設課長 綾部耕士、高校教育課長 井手優二、
義務教育課長 塚田淳、特別支援教育課長 日高吉三郎、
体育スポーツ健康課長 鶴英樹 外

4 傍聴者等数

0名

5 議事録

【吉田教育長】

ただ今から第1回教育委員会会議定例会を開催します。

本日の案件につきましては、お手許に配布しております資料のとおりです。

それでは審議に入る前に、非公開発議の有無を確認します。本日の案件の中で、非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

<松浦委員が挙手>

【松浦委員】

はい。第1号議案は人事に関する案件ですので非公開とする発議をいたします。

【吉田教育長】

ただいま、松浦委員から非公開の発議がありましたので採決をとりたいと思います。
非公開に賛成の方は挙手をお願いします。

< 全 員 が 挙 手 >

【吉田教育長】

賛成全員で出席者の3分の2以上の同意がありましたので第1号議案につきましては非公開とします。

他に非公開で審議することが適当なものはありませんでしょうか。

< な し >

【吉田教育長】

ないようでございますので、以上で非公开发議の確認を終わります。

よって、本日の会議は、公開にてその他（1）を行った後に、非公開にて第1号議案を審議することといたします。

それではまず、その他（1）「令和3年12月定例県議会について」を寺崎副教育長、お願いします。

○その他（1） 令和3年12月定例県議会

【寺崎副教育長】

それでは、令和3年12月定例県議会について御報告させていただきます。

< 寺崎副教育長が資料に沿って説明 >

【寺崎副教育長】

県教育委員会事務局といたしましては、引き続き、県民の声に耳を傾けながら教育行政の更なる充実強化に取り組んでまいります。説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【吉田教育長】

説明は終了しました。御意見や御質問をよろしく願いいたします。

【堤委員】

18ページの教員業務支援員とはどのような身分の方なのでしょうか。

【塚田義務教育課長】

18ページで質問のありました教員業務支援員とは、今年8月の学校教育法施行規則の改正で新たに規定されたもので、従来はスクール・サポート・スタッフと呼んでいた職でございます。例えば、学校での配布物の印刷や丁合作業、児童生徒の健康管理を取りまとめる仕事やコロナ禍においては学校での消毒作業に従事しております。特段資格要件等はありませんので、各市町村で任期付き非常勤職員のようなかたちで公募をかけて採用されている方が多いと聞いております。そういったスクール・サポート・スタッフについて、学校を支える人員として重要である、という考えから、国の方で学校教育法施行規則を一部改正して、学校に置く職の一つとして規定されたところです。

【堤委員】

あと1点質問ですが来年度から必修科目となる「公共」という科目は、どのようなものなのでしょうか。

【井手高校教育課長】

いわゆる社会を学ぶ教科としては、現在高校では、「地理・歴史」で一つの教科、「公民」で一つの教科となっております。公民の中に「現代社会」、「倫理」、「政治経済」があります。この「現代社会」が来年度廃止され、「公共」に変わります。「倫理」と「政治経済」はそのままです。これまで「現代社会」ということで、まさに現代の社会制度や仕組み、現状を学んできたのですが、少しアプローチを変え、公共の一員であることに着目しながら学んでいくということで名称が変わっております。よって、内容的には今まで「現代社会」で学んでいた内容です。

【堤委員】

実践的な内容になるというわけではないのでしょうか。

【井手高校教育課長】

例えば、教科書の内容でいえば、日本国憲法の原理であるとか、民主主義の仕組みであるとか、キャリア形成とか、内容については今までの現代社会と同じですが、切り口が思考力、判断力、表現力を駆使して、そういった資質能力を伸ばすという観点からアプローチが変わっております。

【堤委員】

例えば、答弁で社会保障制度の内容に触れられ、保険内と保険外との区別があり、まさに生活していく上での身近な内容が入ってきている実践的な印象を受けたのです

が、「現代社会」の内容として元々あったものなのでしょうか。

【井手高校教育課長】

答弁の中で医療に関する領収書を取り上げて、保険内である、保険外である、という例を挙げておりますが、より自分に身近なこととして理解を深めるためにそういうことを取り上げている教科書があります、という一例であって、必ずしも一律に保険内外を領収書で学ぶようになっているものではありません。

【前田委員】

2点ありまして、13ページの他県からの受入れ拡大について、佐賀県は20%まで県外からの受入れ枠を引き上げたとあります。県立高校の志願倍率低迷という問題について、佐賀県と福岡県の事情は同じなのかなと思いました。本県生徒の他県への流出はどのくらいあっているのでしょうか。

14ページにあります。県立高校は文武両道、全人教育を旨としていると思いますが、選ばれる県立高校をつくる中で、1年の目標を掲げるのも良いのではないかと思います。私は私立でしたが、毎年目標が掲げられておりました。もう少し身近に感じるような各学校の目標があってもよいと思います。

その中で15ページですが、地域と協働した県立高校魅力化の今後の取組ですが、地域の特色や課題に学ぶ「総合的な探求の時間」や、地域ならではの「学校設定科目」と書いてあります。私も年に1度国際大会をやっている中で県立高校の生徒にボランティアをして欲しい、観戦して欲しいと思ってもなかなか来てもらえません。飯塚市は、小学生が授業の中で観戦に来てくれます。また北九州市内の私立高校の子どもたちは、先生が「絶対こういう機会はないから関わらせてあげたい、見せてあげたい」ということで来てくれます。ボランティアに行ったら授業として認めるという柔軟性も大事なのではないでしょうか。そういう機会が地域との接点になるかと思いますので意見として申し上げます。

【井手高校教育課長】

まず佐賀県の状況について、実際佐賀県が受入を拡大するに当たり話を聞いたところ、状況としてはやはり志願倍率が低迷しているというところに危機感がある。しかも福岡県の私立に取られているという問題意識があるようです。そして、実際に福岡県の生徒が佐賀県の県立高校にどれくらい行っているかということについては、正確なデータを持ち合わせておりませんが、行っていたとしても一桁かと思われます。

それから、学校における目標ですが、各学校で目標等を掲げておきまして、目標を地域の方々、教職員間でも共有して、その目的に向かって学校経営をしていくことが重要だと考えます。学校はもちろんその意識でありますので、毎年各学校で目標は定

めております。しかし、それがあまり効果的でないとすればそれは改善の必要があると思います。県教委としては、各学校がその地域においてどのような存在意義、どのような使命を担っているのかを明確にすべきであると考えます。そして地域に支えられ、地域を支える学校になって欲しいと考えておりますので、今後各学校の使命、英語で最近よく言われますが、“School Mission”を学校ごとに明確に定めて、その目標・使命に向かって学校を活性化、魅力化していきたいと考えており、今その作業中でございます。

それから、なかなか外に出ていないのではないかという御指摘がありました。昔に比べると、学校外に出て頑張っているようには感じておりますが、地域社会の要望に応えられていない部分もあるのかもしれない。それが閉じこもった考え方になっているのならば、県教委としても改善指導していきたいと考えております。

特に人口減少地域にある県立高校は地域を支え、地域に支えられることが大事であると考えております。地域に出て地域と交流することが大事であることを強調して各学校を指導してまいりたいと思います。

【前田委員】

一桁ということは10人以下という人数ということによろしいですか。

【井手高校教育課長】

はい。

【前田委員】

福岡県から例えば東京の高校に受験する人数はつかんでありますか。

【井手高校教育課長】

調べれば数字は出てくると思いますので、次回御報告させていただきます。

【堤委員】

前田委員の意見に関連して、地域共生社会の構築ということは大きなレベルでやっていますよね。御存じのように高齢者に対する取組であったり、子ども、企業・職場であったりという縦割りになっているのを、現在厚労省は、共生社会を作るための取組として重層会議をやっています。重層会議というのは、各個別単独でやっているものの重なる部分を重層会議において、有識者が集まり、その地域で一体何が必要なのか、あるいはそれをどのように繋げていくのか等を考えます。もし各地域で特色あるものをつくる、あるいは学校がそういうものに何らかの形で参加して地域の中で一緒に取り組めるものが出来たら、先ほどありました地域に出て行くということに繋がる

かと思えますし、何か活用できる方法があればいいと思います。

【久保委員】

11ページの夜間中学設置について、夜間中学に通う生徒はどのような状況の生徒なののでしょうか。授業が行われる時間帯や定時制高校と何が違うのか、福岡県に何校あるのか、そしてなぜ県南の大牟田市なのかということをお教えください。

各市町村に1校あるわけではないと思えますし、中学生は原付バイク等持っていないと思えますが、通学手段はどのように考えてあるのでしょうか。

【塚田義務教育課長】

夜間中学は制度的には高校ではなく中学校となっており、中学校の中で夜間に授業を実施するという特別な課程の学校になります。通っている生徒は、従来想定されていたのは、例えばかつて戦後の混乱期の中で義務教育を受けられずに大人になった方が対象だったのですが、今はだんだんと変わってきておまして、日本語教育を受けていない外国人労働者の方や不登校児童生徒の中で夜間の時間帯での学習に馴染める子、例えば起立性障がいの子等も受け入れており、大きく3類型の方が通っている状態です。夜間中学は公立中学校ですので、基本的には市町村がその地域のニーズを把握したうえで、設置を判断するということになります。福岡県では現時点では1校もありません。福岡市が来年4月の受入に向けて準備を進めているところと聞いております。同じく、大牟田市についても夜間中学設置の検討があることは承知しておりますので、県教育委員会としても、設置に向けての教員配置や手続きの御相談等に応じている状況です。

また、大牟田市が大牟田市で、福岡市が福岡市で夜間中学を設置した場合、県内の全市町村で夜間中学をつくるのは難しいため、県としては隣町やある程度広域での受入をしていただけないか、設置された際には協議したいと考えております。

【木下委員】

29ページのHSCという言葉をお初めて聞いたのですが、意味をお教えてください。

【塚田義務教育課長】

HSCは、“Highly Sensitive Child”の略でして、光や音、匂い等の感覚が過敏で、普通の人よりも鋭敏に感じやすい子供のことであります。例えば、同じクラスで本人ではなく隣の生徒が叱られていたら、自分のことのように胸が苦しくなるという傾向の方をいいます。公明党の高橋議員の質問の中では、**Highly Sensitive**を自覚することでそういう刺激から自分を守るとか、こういう子どもがいることを踏まえて、例えば大声や机を叩くような指導を防ぐ目的で質問されたものです。

【吉田教育長】

他に御意見や御質問はありませんか。

【久保委員】

4 ページの教員の時間外勤務手当についてですが、教職調整額の4%ほどのくらいの金額なのでしょうか。また教職調整額はどのように見直しが行われていくのでしょうか。

【田中教職員課長】

実際に支給をしました教職調整額4%は約9億円で、試算した教員の時間外勤務手当は約8倍です。時間につきましては、正規の勤務時間を除いて学校にいる時間が、1人当たり年間486時間となっております。国の方針としては、働き方改革を推進して、真に必要な在校時間に縮減した上で、これについて手当をどうするかを検討する流れでございます。例えば教職調整額を増やすということもありますし、時間外勤務手当に切り替えることもございます。一番現実的なのは、例えば部活動であったら部活動手当と教職調整額を組み合わせる、ということであり、現在国の方で検討されている状況です。

ただし、朝来て、始業前までの在校時間も1人当たり月10時間ほどになりまして、486時間というのは朝お茶を飲んでという時間も含めての時間になります。本来に手当の対象となる時間は今の486時間より少なくなると思われます。

【久保委員】

質問に、教員が公務員と同じように残業代が出ると仮定した場合、とありますが、他の公務員、例えば県庁や市役所の方は残業代が出ているということでしょうか。

【田中教職員課長】

教員だけが教職調整額の対象で、市役所や我々は時間外手当が出ております。

【吉田教育長】

他に御意見や御質問はありませんか。

< な し >

【吉田教育長】

特にないようですので、本案件についての審議を終了いたします。

<以降非公開審議となった>

○ **第1号議案 市町村立学校長の人事について**

市町村立学校長の人事について、審議の結果、原案どおり可決した。

(15 : 40)